

柏崎市立博物館 友の会規約

(名称および所在地)

第1条 この会は、柏崎市立博物館友の会(以下「友の会」という。)といい、柏崎市緑町8番35号に置く。

(目的)

第2条 友の会は、会員の教養と親睦を深め、博物館活動に協力し、市民文化の向上をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 友の会は、次の事業を行う。

- (1) 講演会、講習会、映写会、文化財巡り
- (2) グループによる調査研究
- (3) 郷土資料の刊行
- (4) 各種資料の収集
- (5) その他、友の会の目的に達成に必要な事業

(特典)

第4条 友の会の会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 常設展、特別展、プラネタリウム招待券を受けられること。
- (2) 博物館事業の案内を受けること。
- (3) 「友の会通信」を受けること。
- (4) 資料の紹介と斡旋を受けること。
- (5) 博物館施設、その他備品等を利用すること。

(会員及び会費)

第5条 友の会の目的に賛同し、会費を納入して、活動に協力するものをもって会員とする。

2 会員及び会費は次のとおりとする。

- (1) 個人会員(高校生以上)
…年会費 2,000 円
- (2) ファミリー会員(家族)
…年会費 2,500 円
- (3) 会を退会する場合は、未納分を全額納金するものとする。

(役員)

第6条 友の会に、会長1名、副会長2名、委員若干名、会計監査2名の役員をおく。

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

3 友の会に顧問をおくことができる。

4 顧問は会長が委嘱し、会議に出席することができる。

(会議)

第7条 友の会の会議は、必要に応じて会長が招集し、規約改正、役員選出、事業計画、報告、予算、決算などを議決する。

2 会議の議決は、出席者の過半数とする。

(会計)

第8条 友の会の会計は、会費その他の収入をもってあてる。

2 友の会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

付則

この規約は、昭和61年7月19日から施行する。
この規約は、平成14年2月16日から施行する。
この規約は、平成19年9月9日から施行する。
この規約は、平成25年4月1日から施行する。
この規約は、平成26年4月1日から施行する。
この規約は、平成28年4月1日から施行する。
この規約は、平成30年2月21日から施行する。
この規約は、令和3年5月27日から施行する。
この規約は、令和4年5月27日から施行する。
この規約は、令和6年4月1日から施行する。
この規約は、令和6年5月24日から施行する。

(各改正時の「付則」は、紙面の都合上省略しました。)